

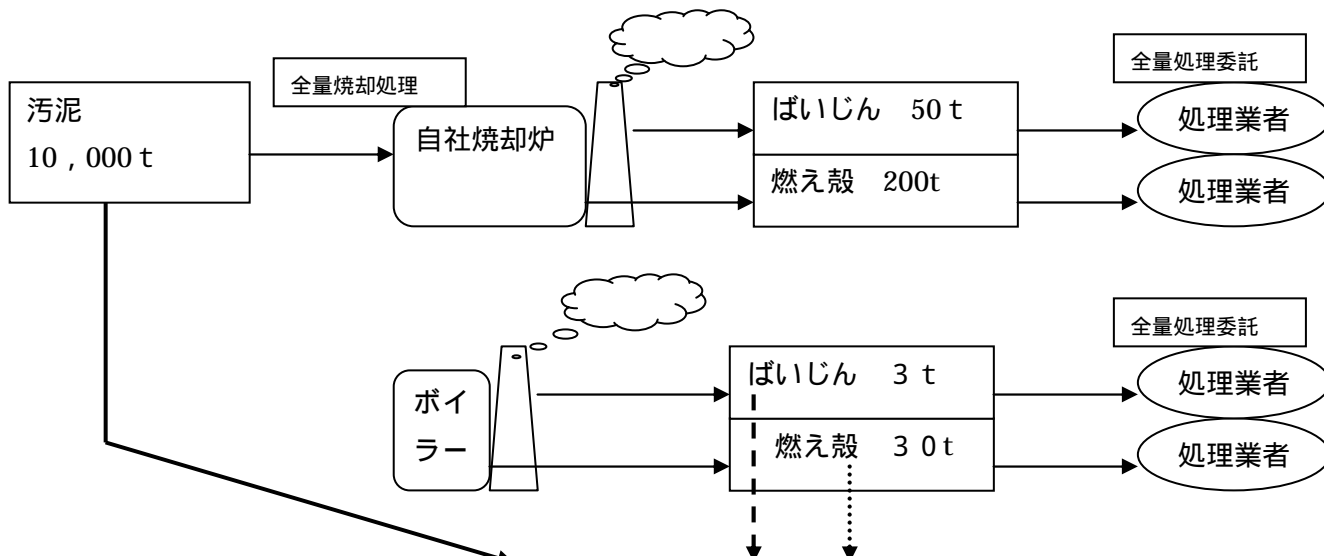
自社処理を行う多量排出事業者に係る計画書及び計画実施状況報告書の記載方法 Q&A

焼却について

Q 法人Aから発生する汚泥（産業廃棄物）を自社の焼却施設において焼却処理した場合、「ばいじん」と「燃え殻」が発生する。この場合、「ばいじん」及び「燃え殻」はどのように記載するのか。また、別にボイラーが設置されている場合はどのように記載するのか。

A 汚泥の自社処理から生じる「ばいじん」及び「燃え殻」は廃棄物の自己中間処理から発生するので、中間処理後残さ量に計上する。

一方、ボイラーから発生した燃え殻、ばいじんについては、通常の産業活動から生じた産業廃棄物として、別に記載する。



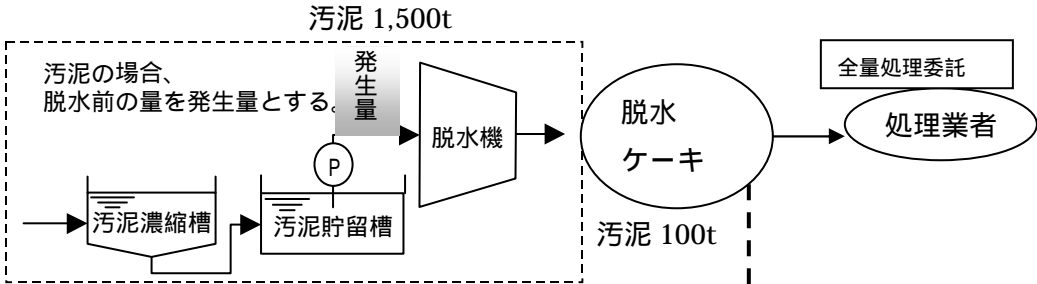
廃棄物の種類	汚泥	ばいじん	燃え殻
産業廃棄物発生量	10,000	3	30
自ら直接再生利用量	0	0	0
自ら直接埋立処分又は海洋投入量	0	0	0
自ら中間処理量	10,000	0	0
自ら中間処理残さ量	250	0	0
自ら中間処理の減量化量	9,750	0	0
自ら中間処理後の再生利用量	0	0	0
自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	0	0	0
直接委託及び自己処理後委託処分量	250	3	30

(等の番号は、処理計画実施状況報告書の第2面の番号と対応しています。)

脱水について

Q 法人 A から発生する「汚泥」(産業廃棄物)を自社の脱水施設において脱水処理した場合、どのように記載するのか。

A 「汚泥」については脱水前(シャブシャブの状態)の量が発生量となる。脱水ケーキは自己中間処理残さ量に計上する。



廃棄物の種類	汚泥
産業廃棄物発生量	1,500
自ら直接再生利用量	0
自ら直接埋立処分又は海洋投入量	0
自ら中間処理量	1,500
自ら中間処理残さ量	100
自ら中間処理の減量化量	1,400
自ら中間処理後の再生利用量	0
自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	0
直接委託及び自己処理後委託処分量	100

(等の番号は、処理計画実施状況報告書の第2面の番号と対応しています。)